

国立大学法人奈良教育大学教職員旅費規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年3月24日規則第41号
改正 平成23年3月24日規則第19号
改正 平成24年3月14日規則第21号
改正 平成28年3月30日規則第19号
改正 平成28年4月13日規則第21号
改正 平成29年3月 8日規則第 8号
改正 平成29年9月29日規則第28号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の業務のために旅行する本学の役員及び教職員（以下「役職員」という。）並びに本学の依頼に応じ、本学に関連する業務を遂行するために旅行する者（以下「役職員以外の者」という。）に対し支給する旅費に関する基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学が役職員及び役職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に特別な定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(旅費の区分)

第3条 旅費は、目的又は内容に応じ下記のとおり区分する。

- 一 国内旅費（近距離旅費、赴任旅費を除く。）
- 二 近距離旅費
- 三 赴任旅費
- 四 外国旅費

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、車賃）、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

(旅行命令等)

第5条 旅行しようとする者は、学長、予算責任者又は予算責任者から権限を委譲された者（以下「命令者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼によって行わなければならない。

(旅費の支給)

第6条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算し支給する。

- 2 用務地である市町村内の移動にかかる現地交通費は支給しない。ただし、近距離旅費を支給する場合及び自家用車又は公用車を使用した場合についてはこの限りではない。
- 3 本学以外から、旅費の一部又は全部を支給される場合には、その額に相当する旅費は支給しない。

第2章 国内旅費

(国内旅費)

第7条 国内旅費は、国内旅行をする場合に支給する。

- 2 国内旅費として支給する旅費は交通費、日当及び宿泊料とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、別表1に規定する旅客運賃等による。

- 2 鉄道賃の計算の基礎となる旅行の起点駅は、次のとおりとする。
 - 一 JR関西本線及び奈良線を利用する場合 「JR奈良駅」
 - 二 近鉄線を利用する場合 「近鉄奈良駅」
- 3 「JR大阪駅」を經由して旅行する場合は「近鉄奈良線」、「JR京都駅」を經由して旅行する場合は、「近鉄京都線」をそれぞれ利用するものとする。

(船賃)

第9条 船賃の額は、別表1に規定する運賃等級に応じた運賃による。

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、別表1に規定する運賃等級で、現に支払った旅客運賃による。

- 2 航空賃の支給に当たっては、旅客運賃を支払った額を証明する書類(領収書等)を添付しなければならない。ただし、旅行代理店が乗り物や宿泊をセットで手配した旅行(以下「パック旅行」という。)による場合で、航空賃の額が明確でない場合は、別に定める要領により支給する。

(車賃)

第11条 交通機関を利用した場合の車賃の額は、別表1による。

- 2 自家用車を使用した場合の車賃の額は、別表1に規定する走行距離に応じた金額による。

(日当及び宿泊料)

第12条 日当及び宿泊料の額は、別表1の定額による。

第3章 近距離旅費

(近距離旅費)

第13条 近距離旅費は、国内旅行のうち宿泊を要しないものであって、別表2に記載の市町村へ旅行（以下、「近距離旅行」という。）する場合に支給する。

2 近距離旅費として支給する旅費は交通費とする。

3 交通費の計算の基礎となる旅行の起点は、勤務地とする。

4 近距離旅行においては、旅費の支給に代え、公共交通機関が発行するICカードを利用することができるものとする。

第4章 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第5章 赴任旅費

(赴任旅費)

第17条 赴任旅費は、本学に新規採用又は赴任を命ぜられた役職員が、赴任に伴う住所又は居所の移転を行う場合に支給する。

2 赴任旅費の支給にあつては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）に準拠する。

第6章 外国旅費

(外国旅費)

第18条 外国旅費は、外国旅行をする場合に支給する。

2 外国旅費として支給する旅費は交通費、日当、宿泊料及び旅行雑費とする。

3 外国旅行に伴う国内旅費は、第2章に規定するところによる。

4 外国旅行については、交通費、旅行雑費に係る領収書等支払った額を証明するに足る書類を提出しなければならない。ただし、パック旅行による場合で、交通費、旅行雑費の額が明確でない場合は、別に定める要領により支給する。

(交通費)

第19条 外国旅行における鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、別表3に規定する範囲内で現に支払った旅客運賃等による。

(日当及び宿泊料)

第20条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表3の定額による。

(旅行雑費)

第21条 旅行雑費の額は、入出国税並びに空港施設使用料等の実費額による。

第 7 章 雑 則

(旅費の調整)

第 2 2 条 次の各号に該当する場合は、日当及び宿泊料についてそれぞれ定額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 学術研究、研修会及び講習会並びに授業等のために旅行する場合で、日当及び宿泊料の定額を支給することが適当でない場合

二 研修、講習その他これらに類する目的のために旅行する場合で、日当及び宿泊料の定額を支給することが適当でない場合

三 事務打合せ及び会議出席等のために旅行する場合で、日当及び宿泊料の定額を支給することが適当でない場合

2 宿泊施設の定められている研修等の宿泊料にあつては、宿泊料の定額を上限として実費額を支給する。

3 本学の附属自然環境教育センター奥吉野実習林宿泊施設（大塔寮）を利用する場合の宿泊料は、定額の 2 分の 1 以内の額を支給する。

4 公用車及び自家用車を使用して旅行する場合には、日当は支給しない。ただし、当該旅行が宿泊を伴う旅行である場合は、日当定額の 2 分の 1 以内の額を支給する。

(準拠)

第 2 3 条 この規則に定めのない事項については、旅費法並びに文部科学省が所管する各種旅費に関する規程、通達等に準拠する。

(その他)

第 2 4 条 非常勤役員、非常勤講師、及び役職員以外の者が本学に来学する場合に、交通機関を使用するよりも自家用自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「自家用車等」という。）を使用する方が経済的かつ合理的であると本人からの申し出があつた場合は、学長はその使用を認めることができるものとする。

2 自家用車等を使用した場合に支給する旅費は、第 1 1 条第 2 項に規定する車賃の額とする。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年規則第 4 1 号）

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年規則第 1 9 号）

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年規則第 2 1 号）

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年規則第 1 9 号）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 21 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 8 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 28 号）

1 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 24 条の規定による旅費の額は、施行日の前日における計算方法により計算された額とする。

別表 1 (国内旅費)

	職種	俸給表	旅費の支給区分・職名等		
			I	II	III
本学教職員（特任教員・再雇用教職員を含む）	役員	指定職	学長・理事・監事		
	大学教員	教育職（一）		教授・准教授	専任講師・助教・助手
	附属学校教員	教育職（二）		教頭	主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭
	事務・技術職員	一般職（一）		事務局長	事務局長以外の職
	技能系職員	一般職（二）			用務員・労務作業員・炊夫
	医療系技術職員	医療職（一）			栄養士
医療職（二）				看護師	
本学時間雇用教職員				講師・スクールカウンセラー・学校医・学校歯科医・学校薬剤師	講師・スクールカウンセラー・学校医・学校歯科医・学校薬剤師以外の職
上記以外			経営協議会学外委員	学識経験者等	その他院生等
鉄道賃			運賃 急行料金 座席指定料金 グリーン料金	運賃 急行料金 座席指定料金	
			特別急行料金は片道100km以上、普通急行料金は片道50km以上の場合にのみ支払い。		
船賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線		最上級	最上級の直近下位の級	
	2階級に運賃等級を区分する路線		最上級		
	運賃等級を設けない路線		乗船に要する運賃		
航空賃			エコノミークラス相当		
車賃	交通機関		乗車に要する運賃		
	自家用車		路程1kmあたり10円		
日当			2,800円	2,400円	2,000円
宿泊料			12,600円	11,200円	9,300円

備考（１）旅行者が同一地域において滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減額して支給する。

（２）俸給表区分は、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年奈良教育大学規則第48号）等による。

別表 2 (近距離の市区町村)

奈良県	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	和歌山県	三重県
奈良市	大阪市	京都市	神戸市	大津市	橋本市	伊賀市
大和高田市	堺市	宇治市	尼崎市	草津市	かつらぎ町	名張市
大和郡山市	岸和田市	亀岡市	西宮市	守山市	九度山町	亀山市
天理市	豊中市	城陽市	芦屋市	栗東市	高野町	津市
橿原市	池田市	向日市	伊丹市	野洲市		松阪市
桜井市	吹田市	長岡京市	宝塚市	湖南市		
五條市	泉大津市	八幡市	川西市	甲賀市		
御所市	高槻市	京田辺市	猪名川町	日野町		
生駒市	貝塚市	木津川市		竜王町		
香芝市	守口市	大山崎町				
葛城市	枚方市	久御山町				
宇陀市	茨木市	井手町				
山添村	八尾市	宇治田原町				
平群町	富田林市	笠置町				
三郷町	寝屋川市	和束町				
斑鳩町	河内長野市	精華町				
安堵町	松原市	南山城村				
川西町	大東市					
三宅町	和泉市					
田原本町	箕面市					
曾爾村	柏原市					
御杖村	羽曳野市					
高取町	門真市					
明日香村	摂津市					
上牧町	高石市					
王寺町	藤井寺市					
広陵町	東大阪市					
河合町	四條畷市					
吉野町	交野市					
大淀町	大阪狭山市					
下市町	島本町					
黒滝村	豊能町					
天川村	能勢町					
川上村	忠岡町					
東吉野村	太子町					
	河南町					
	千早赤阪村					

別表3 (外国旅費)

	職種	俸給表	旅費の支給区分・職名等		
			I	II	III
本学教職員（特任教員・再雇用教職員を含む）	役員	指定職	学長・理事・監事		
	大学教員	教育職（一）		教授・准教授	専任講師・助教・助手
	附属学校教員	教育職（二）		教頭	主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭
	事務・技術職員	一般職（一）		事務局長	事務局長以外の職
	技能系職員	一般職（二）			用務員・労務作業員・炊夫
	医療系技術職員	医療職（一）			栄養士
医療職（二）				看護師	
本学時間雇用教職員				講師・スクールカウンセラー・学校医・学校歯科医・学校薬剤師	講師・スクールカウンセラー・学校医・学校歯科医・学校薬剤師以外の職
上記以外			経営協議会学外委員	学識経験者等	その他院生等
鉄道賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線		最上級	最上級の直近下位の級	
	2階級に運賃等級を区分する路線		最上級		
	運賃等級を設けない路線		乗車に要する運賃		
船賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線		最上級	最上級の直近下位の級	
	2階級に運賃等級を区分する路線		最上級		
	運賃等級を設けない路線		乗船に要する運賃		
航空賃			エコノミークラス相当		
車賃	交通機関		乗車に要する運賃		
日当	甲地方		7,600円	6,200円	4,900円
	乙地方		5,400円	4,700円	3,400円
	丙地方				
宿泊料	甲地方		23,500円	19,100円	15,100円
	乙地方		16,700円	14,500円	10,600円
	丙地方				
同一地域における滞在日数が32日～61日までに係る単価					
日当	甲地方		6,800円	5,600円	4,400円
	乙地方		4,900円	4,200円	3,100円
	丙地方				
宿泊料	甲地方		21,200円	17,200円	13,600円

	乙地方 丙地方	15,000円	13,100円	9,500円
同一地域における滞在日数が62日以上に係る単価				
日当	甲地方	6,100円	5,000円	3,900円
	乙地方 丙地方	4,300円	3,800円	2,700円
宿泊料	甲地方	18,800円	15,300円	12,100円
	乙地方 丙地方	13,400円	11,600円	8,500円

- 備考（１）甲地方、乙地方、丙地方の区分は旅費法によるものとする。
- （２）１日において、日当又は宿泊料の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の先行先の区分に掲げる額とする。
- （３）船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く）の場合における日当は、丙地方の金額とする。なお、日本を出発した日及び日本に到着した日の日当は、丙地方の金額とする。
- （４）外国からの著名人を本学に関連する業務等で招へいする際、命令者等が特に必要と認める場合は、定額を超える宿泊料及びビジネスクラス又はファーストクラスの航空賃を支給できるものとする。